

「障害」の「害」の字のひらがな表記の使用に関する指針

令和5年12月2日制定

1 趣旨・目的

「障害」の「害」という漢字についての負のイメージが強く感じ取れることから「害」の字を使用することに差別感や不快感をもつ障がい者の方々の心情に配慮するとともに、障がいのあるなしに関わらず、地域社会で誰もがその人らしく幸せに暮らせる共生社会の実現を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記する。

2 ひらがな表記の実施

(1) 実施内容

法人が作成する公文書、資料等において、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」、「障がい」と表記する。

ただし、規則、要綱等については、次の理由から表記の改正は行わず、漢字の表記とする。

- ① 法令においては「障害者」と漢字表記であり、法令に基づき制定する規則、要綱等の文中にひらがな表記が混在することが好ましくないため。
- ② 国の障がい者推進本部（障がい者制度改革推進会議作業チーム）において、障害の表記について結論が出ていないため。

(2) 実施上の留意点

- ① 障がい者への理解を深めることが目的であり、表記の誤りを正すというものではないため、実施日に表記変更が困難なものについては、随時表記を変更するものとする。
- ② 具体的な使用については、別表1を参考に用語を使用する際の状況や文脈から適切に判断する。

(3) 対象文書

実施日以降に新たに作成、発出する公文書、啓発資料（広報誌、チラシ、パンフレット等）、ゆーあい通信、会議資料、ホームページ等とする。

ただし、同日以降に配布する文書であっても、既に印刷を終えている場合等については、そのまま使用できるものとする。

(4) 関係者への啓発

法人役職員や関係者等に対し、法人が実施するひらがな表記に関して理解と協力を求めるものとするが、それぞれの表記の使用については、自主的な判断に委ねるものとする。

3 実施日

令和6年1月1日